全国会議 政府交渉記録（2022.9.9）10:00～12:00

国側の時間目安	1. 新型コロナウイルス感染症への対応について		老健局	障害保健福祉部	子ども家庭局	子ども本部（内閣府）	時間	発言	回答内容	発言内容	備考（質問への回答）
12分	(2)	医療ひっ迫による留め置かれた陽性者および他の利用者を守る措置にかかる費用について 新型コロナ感染症の陽性があり、入院が必要であるにも関わらず、医療ひっ迫が原因で施設に留め置かれたことにより、法人内事業を停止して、当該陽性者の療養環境（人的・空間的）対策を行わざるを得ない法人があります。国が継続支援事業や基本報酬の補填等の措置を講じていることは事実ですが、既存の補助金では1割程度の損失補填しか出来ず、1億円近い赤字が出ているケースもあります。こうした問題を是正するための新たな特別措置が必要と考えますが、貴省として考えを教えてください。（介護・障害・保育共通）	○ 認知症施策・地域介護推進課	○ 障害福祉課			40分	皿海 石倉	＜認知所鞠施策・地域介護推進課＞2021年の報酬プラス改定、地域医療介護総合確保基金、サービス継続支援事業、施設内療養支援、基準に見たない場合の報酬特例を実施している。新たな支援措置の予定はないが、引き続き各施策で支援していく。 ＜障害福祉課＞介護と同様	＜大阪・皿海＞ ・第6波は非常時に国民の命がどう扱われるかという場面。「看病」をせざるを得なかった。どうすべきだったのか（質問①） ・ショート1ヶ月停止で700万円減収に対し補助は14万6000円では及ばない。国庫協議経れば認められるが、多くの自治体で十分周知されていない懸念あり、救済が必要ではないか。国庫協議あった自治体数を聞きたい。（質問②－1） ・報酬特例は基本報酬のみで、GHの夜間対応加算、ショートの日払い等は対象外で補填にならないが、見解を聞きたい。（質問③） また、GHが病棟のようになり一般利用者の支援が行えなかったため報酬特例は算定できない。8500万の損失のうち、かかり増し経費は認められても事業休業による収入減6000万円は入ってくる術がない。 ＜理事・石倉＞ ・感染発生時、本来医療若しくは公衆衛生で対応すべきところ福祉施設に転嫁され、そのために休業もした。福祉法第61条1項に抵触する。医療や公衆衛生と予算措置含めて調整が必要ではないか。（質問④） ・保育と比較し介護と障害は日割り算定の仕組みが経営を不安定にしている。仕組みそのものの再検討を行うべき。 ＜事務局・山崎＞ ・かかり増しの国庫判断は上限はないのか。（質問②－2） ・費用面だけでなく、想定外の事態で個別国庫協議となってることを踏まえ、実態把握すべき。医療がコロナ対応で黒字になった一方、責任転嫁された福祉施設では最大でも補填のみの事態をどう考えるのか。（質問⑤）	質問への回答 ＜障害福祉課＞ （質問①）地域の実情に応じ医療体制強化など、本来であれば行政機関の連携等で対応すべきであった。医療派遣体制は約40都道府県で整備、他も今後整備と把握している。30～40人規模のクラスター発生の都道府県への医療派遣についても把握、派遣できていない場合には保健所と連携して派遣をお願いした。 （質問②—1、2）個別協議は40～50の自治体・170事業からあり。上限は定めず数千万でも検討の余地はある。 （質問③）自治体に臨時的取り扱いＱ＆Ａで基本報酬だけでなく加算も、例えばGHは夜間の支援加算も算定出来ると示している。 （質問④）コロナ本部の医療対応班の方針を受け、障害、老健局などに連絡があり、対応している。連携行っているが、障害独自の対応、協議の深さなどは引き続き検討したい。 （質問⑤）縦割り行政であり医療に関してはコロナ本部のため医政局で管理しており意見述べる立場にない。
24分	(1)	新型感染症の第6波における障碍者施設や事業所での現状について、以下の報道を視聴した上で、貴省の考えを教えてください。（介護・障害・保育共通）	○ 認知症施策・地域介護推進課	○ 障害福祉課	○ 保育課						
	2. 処遇改善加算（10月以降）の取扱いについて										
36分	(2)	新型コロナウイルス、ウクライナ情勢をはじめ、円安による物価上昇等の極めて不安定な情勢を鑑み、利用者をはじめ、国民負担に跳ね返る制度改定を改め、10月以降も全額公費負担で継続してください。（介護・障害・保育共通）	○ 老人保健課	○ 障害福祉課	○ 保育課	○	40分	藤田 槇 皿海 西尾 若杉 瀧川	＜老人保健課＞介護職員給与が他と比して低いと認識し処遇改善取り組んできた。3%9000円の引き上げを2月から補助金で実施、10月からは安定的継続的に行うため介護報酬で対応するのが適切。 ＜障害福祉課＞介護と同様、2月から補助金で、10月から障害報酬で対応する。 ＜子ども子育て本部＞2月から補助金で実施、10月からは国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の公費負担は継続し、利用者負担に反映しない仕組みで行う。	＜北海道・若杉＞ ・職員13名の小規模事業所。今回加算では1人3000円の上乗せのみで9000円には届かない。慢性的人材不足もあり加算も増得ず、正職員月給15万未満での募集で応募がない。改善をして欲しい。	発言受けての回答 ＜障害福祉課＞意見を検討して制度設計に努めたい。
48分	(3)	新たな処遇改善加算の算定については、現行の「処遇改善加算」を加えた総単位数にサービス別加算率を乗じる取扱いにしてください。（介護・障害）	○ 老人保健課	○ 障害福祉課					＜老人保健課＞支援補助金は処遇改善加算含めた総額への加算率、ベースアッ加算は従来同様処遇改善等加算を除く総額への加算率とし、いずれも平均9000円の賃金改善できるように加算率を設定した。 ＜障害福祉課＞支援補助金も加算も、算定の際に9000円相当の賃金改善を行なえる加算率である。	＜京都・藤田＞ ・10月以降は加算率が変更したが、ヘルパー、認知症デイ、老健では収入が落ちる。利用者負担が生じるため丁寧に説明必要だが、お叱りを受けることもあるのに収入が下がることは矛盾大きい。 ＜大阪・皿海＞ ・障害では加算率は1.1～4.5%まで4倍差ある。障害福祉予算の多数占める生活介護は1.1、就労支援は1.3%であり3%の改善はできない。算定した基礎資料を示してほしい。（質問⑥） ＜司会・正森＞ ・「そもそも加算であった」と言われたが「そもそも9000円の改善」ではないか。10月から行うべきは、9000円の改善になっていない実態を把握し、調整することではないか。（質問⑦） ＜事務局・山崎＞ ・障害も、介護も加算率が変わっていない事業がある。算定総額を変えて、加算率変えていないのは矛盾。次回もう一度議論をしたい。 ＜埼玉・高橋＞ ・介護現場は高齢化顕著で、給料を減らしてでも職員増やすとなると補助金はもらえなくなる。人の配置による処遇改善も考える必要がある。	発言受けての回答 ＜老人保健課＞そもそも処遇改善は10月から報酬で行う前提で2月からの前倒し期間は補助金となった。従来処遇改善は報酬で行っており、従来と同様の算定とした。 質問への回答 ＜障害福祉課＞ （質問⑥）算定資料は公にしていないが、算定方法はサービス種類ごとに常勤換算の介護福祉職員に9000円を乗じた額で給付費の総額で除した割合としている。 ＜老人保健課＞ （質問⑦）「そもそも9000円の改善」である。9000円の改善を行うための10月からの加算率である。
60分	(4)	法定福利費用の取扱いについては、保育事業と同様に別途必要費用を支弁するしくみを講じてください。（介護・障害）	○ 老人保健課	○ 障害福祉課					＜老人保健課＞保育は市町村が事業者に委託し、委託に際してのの公的価格に法定福利費を含め人件費を算定するが、介護は委託ではなく事業ごとに労使で賃金を決める仕組みで、従来から法定福利は事業者が負担。ただし賃金改善に伴う増加分については含むことができるとしている。 ＜障害福祉課＞介護と同様、今回賃金改善に伴う事業主負担分の増加分は含められるとしている。	＜京都・藤田＞ ・保育とは仕組みが異なるとの説明だが、改善額が9000円に満たない上に法定福利費の取り扱いが違うことに疑問を感じる。	発言受けての回答 ＜老人保健課＞全国平均の常勤換算数に9000円で設定、法定福利費は従来と同様の扱いになっている。意見としてうけたまわる。
72分	(5)	職員処遇にかかる費用は社会福祉事業を推進するうえで、基礎的な基盤となる費用であり、複雑な加算制度を改め、基本報酬・公定価格に盛り込み大幅に増額してください。（介護・障害・保育共通）	○ 老人保健課	○ 障害福祉課		○ 内閣府			＜老人保健課＞ベースアップ加算は、加算を賃金改善に確実に結びつけるために、基本報酬ではなく、計画・実績報告を要件とする加算としている。 ＜障害福祉課＞着実に賃金改善に結びつけるために計画の提出、実績報告を要件の加算方式にした。 ＜子ども子育て本部＞賃金引き上げを要件としているので、計画書、実績報告を市町村で確認することで加算を賃金改善に反映させる担保としている。	＜宮城・槇＞ ・今回の処遇改善も、介護保険とそれ以外の事業、介護職とそれ以外の職種の分断を生む。キャリアアップを要件としているのに、職種変更や異動で経験を積めなくなることにも矛盾感じる。事務量が多く、今回の作業時間は延456時間（63日間）であり、ほとんどが時間外。業務改善や効率化が求められているが逆行している。 ＜大阪・西尾＞ ・小規模であり事務員は現場や管理職と兼務し、計画書報告書作成に苦虫している。加算のつかない事務職が加算に伴う作業や法定福利費計算等、煩雑な事務を担う。複雑な制度をもっと簡便にして欲しい。	発言受けての回答 ＜老人保健課＞職種間の分断は認識し、意見も聞いている。バースアップ加算はその他職種にも配分可能。 ＜障害福祉課＞過去の調査で事務負担が申請のハードルになっているとの意見も来ている。今般まとめて申請できる簡易な様式としたが、意見受け検討課題としたい。
84分	(1)	ベースアップ加算等の新設は処遇改善に向けた新たな一歩として評価できますが、介護・福祉職、保育士等の平均賃金を全産業平均と比べると、いまだに大きな開きがあります。少なくとも、全産業平均まで引き上げるような措置を早急に実施してください。（介護・障害・保育共通）	○ 老人保健課	○ 障害福祉課		○ 内閣府		乾	＜老人保健課＞類似の処遇改善を行ってきたが2月から補助金で実施、10月からは介護報酬で対応。今後は公的価格評価検討委員会の中間報告踏まえ、適正な水準への引き上げと人材確保に務める。 ＜障害福祉課＞介護と同様、10月から障害報酬で対応。今後は公的価格評価検討委員会を踏まえ検討する。 ＜子ども子育て本部＞全額公費で対応。今後は公的価格評価検討委員会を踏まえ検討する。	＜大阪・乾＞ ・保育は委託であり公定価格が支払われ法定福利費も上乗せされているが、福祉制度は介護も障害もこの仕組みであるべき。9000円の改善は努力いただいたが全産業平均からは程遠い。 ・10月からは公定価格の基本分単価に上乗せと思っていいのか。（質問⑧）	質問への回答 ＜子ども子育て本部＞ （質問⑧）10月以降の公定価格措置　加算で実施する。7月の子ども子育て会議でも出し、市町村にも周知しているので確認を。
		公的価格委員会の報告の中で、平均賃金について、保育の場合なぜわざわざ女性平均と比較をしているのか				○				＜大阪・乾＞ ・公的価格評価委員会でしめされた内閣府資料で、女性の全産業平均と比較されており、女性の平均賃金が目標であるかのような示し方だ。ジェンダー平等の遅れの一つと認識している。どのように考えているのか。（質問⑨） ＜司会・正森＞ ・保育は女性が多いので、女性の賃金平均にほぼ近づいているからいいだろうという印象操作で、不適切だ。今後の資料では削除を要求する。	質問への回答 ＜子ども子育て本部＞ （質問⑨）内閣官房事務局で作成した資料。女性の賃金をもって評価、検討するものではなく、参考の様々な指標の一つと受け止めている。中間整理でもそういった記載があった。
	4. この間の、最低賃金引上げ、社会保険制度の改定などに対応するための「公						40分				
96分		この間の、最低賃金引上げ、社会保険制度の改定などに対応するための「公的価格」の見直しを早急に実施してください。（介護・障害・保育共通）	○ 老人保健課	○ 障害福祉課		○ 内閣府		西尾 若杉 瀧川	＜老人保健課＞介護報酬については介護事業所状況、物価、利用者動向等を総合的に勘案して3年に1度の報酬改定をしている。 ＜障害福祉課＞報酬改定は経営状況、サービス提供実態、物価等で検討し、行っている。 ＜「子ども子育て本部＞公的価格の見直しは、公的価格評価検討委員会の中間整理踏まえて検討する。	＜大阪・瀧川＞ ・法人では1割15～6人の職員が社会保険適用になり260万円法定福利費が上がり切実。報酬でしっかり算定してほしい。 ・最低賃金が茨木市では1023円に。求人広告は1048円だが、法人は1030円で募集し、パート職員が「コンビニにいこうかな」とも。令和元年の消費増増税時には改定があった。早急に報酬改定してほしい。 ＜京都・井上＞ ・雇用保険料率引き上げ、10月から社会保険加入要件拡大、処遇改善に伴う保険料で前年比2000万円法定福利費が増加で深刻。介護報酬減やコロナ禍で事業経営厳しく、基本報酬減れば加算も減るが、給与は下げられない。最賃引き上げは必要だが基本報酬は上がらず、加算は職種の制限がある。やはり介護報酬の基本部分の見直しを。 ＜司会・正森＞ ・消費税増税の際には臨時改定があったが、今回はないのか。（質問⑨）	質問への回答 ＜老健局＞ （質問⑧）消費税増税時には財源があっての報酬改定であったが、今回は状況は異なるが出来る限り対応に努める。
	3. 昨今の物価高騰について早急に以下の対策を講じてください。										
108分	(1)	新型コロナウイルス、ウクライナ情勢をはじめ、円安により水光熱費や食材費等、各種物価が著しく上昇しています。現行の「公的価格」の見直しを早急に実施してください。（介護・障害・保育共通）	○ 老人保健課	○ 障害福祉課		○ 内閣府		西尾 若杉 瀧川	＜老人保健課＞物価高騰については緊急的支援事業で対応。食材費高騰は各自治体判断になるが、補助金の活用ができるので、検討をお願いしている。 ＜障害福祉課＞介護と同様。 ＜子ども子育て本部＞物価高騰についてはコロナ禍での原油価格、給食費負担軽減等を交付金の対象にし、事務連絡を自治体に発出している。	＜大阪・板原＞ ・6月半ばに食材費の高騰で、給食費をあげるのか、経営努力できるのか考えざるを得な買った。物価高騰は国際情勢からもこれからが本格的。 ・数か月で建設費が1.3倍に上がり、経営が極めて不安定。報酬単価の改善を考えて頂いていると思うが、今の事態はそれよりも更に飛躍的に厳しいと認識をして頂きたい。	発言受けての回答 ＜老人保健課＞物価高騰への対応は予算編成過程で検討し確保に努める報酬改定で対応するには議論を積む必要があり、直近では臨時交付金を活用して欲しい。 ＜障害福祉課＞円安の影響や物価高騰には、経営実態調査を行った上で必要な基準額の見直しを行う。今すぐには臨時交付金の活用をしてもらいたい。今後の報酬改定や基準額は見直しを検討する。
120分	(2)	施設整備にかかる資材の高騰が著しく、入札の不調や設計の縮小変更等の現象が起こっています。施設整備補助金の引き上げを行ってください。（介護・障害・保育共通）	○ 高齢者支援課	○ 障害福祉課	○ 子育て支援課			常陸		＜島根・常陸＞ 建築費が物価高騰のあおりを受けている。特養、老健の建替を15億5000万で昨年計画、年明けには9%もアップした。今後の老健の建替えはそれ以上に跳ね上がる危険もある。建物の老朽化で建替が必要になっており、補助金の引き上げについて検討してほしい。	発言受けての回答 ＜高齢者支援課＞整備にかかる費用は施設整備事業補助金で一部補助している。